

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	3-3	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	23の2	不利益処 分の種類	電話勧誘販売に係る業務禁止 (新規業務開始の禁止) 命令 及び公表	
(処分基準)						
○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) (役員等に対する業務の禁止等)						
第23条の2 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第一項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による電話勧誘販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。						
一 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者						
二 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者						
2 主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用人が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使用人に対して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つている当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。						
一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる販売業者又は役務提供事業者の特定関係法人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められる者						
二 自ら販売業者又は役務提供事業者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められる者						
3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。						
○特定商取引に関する法律施行規則(昭和51年省令第89号) (法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者)						
第65条 法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者は、法第二十三条第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。						

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

				資料番号	3-3	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	23の2	不利益処 分の種類	電話勧誘販売に係る業務禁止 (新規業務開始の禁止) 命令 及び公表		
(権限委任) ○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) (都道府県が処理する事務) 第68条(省略) ○特定商取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号) (都道府県が処理する事務) 第42条(省略)							